

情報

7月は静岡県青少年の
非行・被害防止強調月間

三島の将来を担う青少年が、地域で心豊かに成長することは市民すべての願いです。強調月間に合わせ、市は街頭啓発活動などさまざまな活動を行います。

- ▶ 7月 11 日(水)：全市一斉あいさつ運動
- ▶ 7月 12 日(木)：青少年問題協議会
- ▶ 7月 19 日(水)：県内一斉夏季少年補導

青少年やその家族の相談 青少年相談室 ☎ 983・0886

■ 青少年の育成に関して

- ① 地域の青少年は、地域で見守り、育てましょう。
地域の行事に積極的に参加しましょう。
- ② 「地域の青少年声掛け運動」に参加しましょう。
県教育委員会では、大人から青少年に積極的に関わり健やかな成長を支援する、声掛け運動を展開しています。参加申込書を市ホームページからダウンロードして、生涯学習課までお申し込みください。参加者には実行章（バッジ）をお渡しします。

申・問生涯学習課 ☎ 983・0883

催し

成年後見制度を学びましょう
市民後見人をご存知ですか

弁護士などの専門職ではないものの、倫理観が強い成年後見に関する知識を身に付けた第三者後見人を指します。今年度から市も市民後見人を育成するにあたり、講演会・相談会を行います。

■ 普及啓発講演会

時 7月 21 日(出)午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分

場 生涯学習センター講義室

内 ▶ 講演会（野村総合研究所：尾川宏豪さん）

▶ パネルディスカッション（静岡県弁護士会、リーガルサポート静岡支部、ぱあとなあ静岡 オブザーバー：静岡家庭裁判所）▶ 市民後見人養成研修案内

■ 相談会

時 7月 21 日(出)午後 1 時 15 分～ 3 時 45 分

場 生涯学習センター第 4 研修室

内 高齢者・障がい者に関わる相談に応じます。

■ 共通事項

問 社会福祉協議会 ☎ 972・3221

情報

三島市生活支援センターをご活用ください
生活の立て直しに関するあれこれ、ご相談ください。

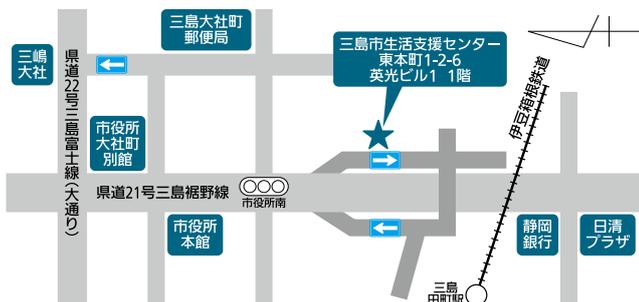
三島市生活支援センターでは、日々の暮らしや仕事のことなどで困っている市民から幅広く相談を受け付け、解決に向けてのアドバイスやお手伝いをしています。

本人に限らず、家族や知り合いからの相談も可能です。センターへ来ることが難しい場合は、まずご連絡ください。自宅などへの訪問も行います。

時 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※ 土日祝日・年末年始は閉所

場 東本町 1・2・6 英光ビル 1



■ こんな相談もお受けします

- 「仕事が見つからない」
- 「社会に出るのが怖い」
- 「将来に不安がある」

▶ 努力しているが就職に結びつかない、仕事の探し方や就職の方法がわからない、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由で就労に向けた準備が整っていない人に合ったプランを専門の相談支援員が作成し就労支援を行います。

「家賃の支払いができない・困っている」

▶ 仕事をやめたことで収入や資産が少なくなった人が「住居確保給付金」(上限あり)を活用するなどして、安定した生活を取り戻せるよう支援します。要件などは生活支援センターへお問い合わせください。

問 三島市生活支援センター ☎・FAX 973・3450

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

まちづくりのルールが増えます

三嶋大社・富士見台東地区計画区域で地区計画条例を施行します

7月1日から、三嶋大社東地区計画区域と富士見台東地区計画区域の2地区で地区計画に沿ったまちづくりが始まります。

地区計画は、都市計画法や建築基準法などで定められた全国一律のルールに加えて、地域の実情に合わせた独自のルールを定めるものです。平成30年7月1日から新たに次の2地区に導入されますので、この日以降、建築計画をする場合には条例に沿った計画が必要となります。

※建築に際しては、着工日の30日前までに都市計画課に届け出が必要です。

※詳細（制限など）は、市ホームページ内「地区計画」と検索してご確認ください。

☎建築住宅課 983・2644

☎都市計画課 983・2631

三嶋大社東地区計画区域

■建築物の高さの制限

近隣商業地区 最高限度 15 m

低層住宅地区 最高限度 12 m



富士見台東地区計画区域

■建築することができる建築物

- ① 1戸建住宅
- ② 1戸建住宅で事務所、学習塾など、および出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品・工芸品を製作するためのアトリエまたは工房
- ③ 集会所
- ④ ①～③の建築物に付属するもの
- ⑤ 公園に建築する公園施設、防災施設、便所、休憩所

■建築物の外壁などの位置の制限

歩行者専用道路の境界線を除く道路境界線から2 m以上、隣地境界線から1.5 m以上離れていること。

例外事項 ▶床面積の合計が10㎡以下の別棟の物置

- ▶軒の高さが2.3 m以下で、床面積の合計が30㎡以下の壁を有する別棟の車庫▶高さが3 m以下で床面積の合計が30㎡以下でかつ、階数が1の壁を有しない別棟の車庫▶公園施設、防災施設、便所および休憩所（公園に建築するものに限る）

■建築物の高さの制限

建築物の軒の最高限度 7 m

